二十　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う無線局の送信設備	第四十九条の二十三の七において準用する第四十九条の二十三の八において準用する第四十九条の二十三において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局の送信設備	占有周波数帯幅の許容値が二〇〇kHzの場合	八七	四七
		占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzの場合	八七	五三
		その他の場合	八七	七九
	第四十九条の二十三の八において準用する第四十九条の二十三において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局の送信設備であつて、携帯移動地球局（携帯移動衛星通信の中継を行う携帯移動地球局を除く。）と通信を行うもの		八七	六二
	第四十九条の二十三の八において準用する第四十九条の二十三において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局の送信設備であつて、人工衛星局と通信を行うもの		八七	七四
［略］	［略］		［略］	［略］

第四十九条の二十三の七　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備であつて、七一五MHzを超え七一八MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信し、七七〇MHzを超え七七三MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信するもの（次条に規定する無線設備を除く。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　一般的条件

イ　通信方式は、携帯移動地球局から人工衛星局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する複信方式であること。ただし、占有周波数帯幅の許容値が二〇〇kHzのものにあつては半複信方式とすることとし、占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzのものにあつては半複信方式とすることができる。

二十　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う無線局の送信設備	第四十九条の二十三の七において準用する第四十九条の二十三の八において準用する第四十九条の二十三において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局の送信設備		八七	七九
	第四十九条の二十三の八において準用する第四十九条の二十三において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局の送信設備であつて、携帯移動地球局（携帯移動衛星通信の中継を行う携帯移動地球局を除く。）と通信を行うもの		八七	六二
	第四十九条の二十三の八において準用する第四十九条の二十三において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局の送信設備であつて、人工衛星局と通信を行うもの		八七	七四
［同上］	［同上］		［同上］	［同上］

第四十九条の二十三の七　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備であつて、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信し、二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信するもの（次条に規定する無線設備を除く。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　一般的条件

イ　通信方式は、携帯移動地球局から人工衛星局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する複信方式であること。